役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人るりこう会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）
第２条　この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）
第３条　役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
２　交通費の実費弁償はかかった実費と同額を基本とし、こはく苑旅費規程に準ずる。

（理事及び評議員の報酬）
第４条　理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
２　評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
３　交通費の実費弁償はかかった実費と同額を基本とし、こはく苑旅費規程に準ずる。

（監事の報酬）
第５条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
２　交通費の実費弁償はかかった実費と同額を基本とし、こはく苑旅費規程に準ずる。

（出張旅費）
第６条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給することができる。
２　旅費は、実費を支給する。
３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。
５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）
第７条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）
第８条　本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

役員及び評議員の報酬等に関する規程（別表）

別表１

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	２，０００円	実費相当分（領収書添付）交通費に関しては旅費規程に準ずる。
評議員会出席報酬等	２，０００円	実費相当分（領収書添付）交通費に関しては旅費規程に準ずる。

別表２

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	２，０００円	実費相当分（領収書添付）交通費に関しては旅費規程に準ずる。
評議員会出席報酬等	２，０００円	実費相当分（領収書添付）交通費に関しては旅費規程に準ずる。

別表３

名称	宿泊料	報酬
（自家用車以外） 公共機関運賃相当額実費	８，０００円程度とするが地域の実情に合わせる。	（日当） １０，０００円
（自家用車） １kmあたり２４円		（半日当） ５，０００円

旅費、宿泊料に関してはこはく苑旅費規程管理職員に準ずる。

理事長の報酬等に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人るりこう会（以下「当法人」という。）の理事長の報酬等について定めるものとする。

（定　義）

第２条　本規程における常勤とは、週平均３日以上、各日とも４時間以上において、当法人施設長との業務連絡が行える状況にあることをいう。

（理事長の報酬）

第３条　理事長の職務に対して、報酬を支払うことができる。

（報酬の額の算定方法）

第４条　理事長に対する報酬の額は、別表１に定める額で、評議員会の承認を得て決めるものとする。

（出張旅費）

第５条　理事長が当法人の職務の執行にあたり出張する場合は、別表２により報酬及び旅費等を支給する事ができる。

２　旅費は実費を支給する。

３　業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。

４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（報酬等の支給方法）

第６条　理事長に対する報酬等の支給の時期は、当法人の給与規程に準じる。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支払う。

３　報酬等は、別表１に定める額から、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（適用除外）

第７条　理事長に対する報酬等は本規程で定めることとし、理事長に対しては「役員及び評議員の報酬等に関する規程」を適用しない。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

附　則

１　この規程は、令和２年７月１から実施する。

別表１

名称	額	備考
報酬	月額６００，０００円	常勤勤務
7月賞与	報酬月額×2ヶ月分	左記を最大とする
12月賞与	報酬月額×2ヶ月分	左記を最大とする

別表２

旅費	宿泊料	報酬
（自家用車以外） 公共機関運賃相当額実費	8,000円程度とするが地域の実情に合わせる。	（日当） 10,000円
（自家用車） 1kmあたり24円		（半日当） 5,000円

旅費、宿泊料に関してはこはく苑旅費規程管理職員に準ずる。